

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和6年3月19日

暗号資産のトラブル ～ SNS、知人の誘いに注意 ～

内容

○3カ月前、交流サイト（SNS）で知り合った人から暗号資産の投資を勧められた。指示されて登録したアプリでやりとりし、指定された個人口座に何度か数千円を振り込むと、振り込んだ金額より多い金額を受け取ることができた。もっとお金を増やそうと思い振り込んだところ、私のミスで送金できないと言われ、指示されるまま何度も送金した。送金先の個人口座はその都度違っており、合計80万円を支払った。送金ミスを理由にさらに50万円を振り込むよう指示され不審に思った。事業者名は不明で連絡先はSNSの情報しかわからない。返金してほしい。（20代 男性）

消費生活センターからのアドバイス

全国の消費生活センターなどに、インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産（仮想通貨）」に関する相談が多数寄せられています。

最近の相談事例を見ると「SNSやマッチングアプリで知り合った相手に勧誘されて送金したが、出金できなくなった」などのトラブルが目立っています。

また、友人や知人から「暗号資産でもうかる。人を紹介すれば紹介料も入る」と勧誘され、お金を預けたが出金できない、返金されないといったケースも見られます。

トラブルにならないために次の点に注意しましょう。

SNSやマッチングアプリなどで知り合った相手から暗号資産の投資を勧められた際は、詐欺的な投資話を疑う。

友人や知人から暗号資産の投資を勧められた際は、人間関係と投資を切り分けて冷静に判断する。不審な場合は、きっぱりと断る。

暗号資産交換業を行う場合は、金融庁(財務局)への登録が必要。取引前に必ず金融庁のウェブサイト登録の有無を確認し、無登録業者とは取引しない。

暗号資産は価格が急落して損をする可能性がある。契約内容やリスクが十分に理解できなければ、契約しない。

おかしいなと思ったら、すぐに家族や警察、最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

